

代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記入できない方のために代理投票の制度があります。投票管理者に申し出るにより、自分の投票したい候補者の氏名を投票所の係員が代理で記入し、投票します。

点字投票

目の不自由な方は点字で投票することができますので、点字で投票を行う旨を投票管理者に申し出てください。

不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する施設(病院や老人福祉施設など)に入院・入所中の方、出張などで市外に滞在している方は、その施設や滞在先の選挙管理委員会ですら投票ができます。この場合、投票用紙の請求や交付を郵送で行うため時間がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方のうち、次の事項に該当する方は、郵便などによる不在者投票を行うことができます。なお、この郵便等投票制度を利用するためには、予め郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。新たに申請される場合は、審査に日数がかかる場合がありますので、早めに申請してください。

①身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1・2級の方
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1級または3級の方
- 免疫または肝臓の障害の程度が1級から3級までの方
- 両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事などが証明した方

②戦傷病者手帳をお持ちの方

- 両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの方
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの方
- 両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事が証明した方

③介護保険の被保険者証をお持ちの方

- 要介護状態区分が要介護5の方

選挙公報を発行します

各候補者の氏名、経歴、政見、顔写真などを掲載した選挙公報を発行します。選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭にお届けします。新聞を購読していない場合は、市役所、公民館などに選挙公報を備えておきますので、ご利用ください。

選挙の開票

8月6日午後9時から行田グリーンアリーナで即日開票を行います。開票結果は館内に掲示します。

投・開票速報

投・開票状況および結果は、市ホームページでお知らせします。

こども投票所を開設します

県知事選挙の執行に併せて選挙を身近に感じてもらうため、お子さんが模擬投票を体験できる「こども投票所」を期日前投票期間(7月21日(金)～8月5日(土)午前8時30分～午後8時)のみ期日前投票所に開設します。詳細は市ホームページをご覧ください。



こども投票所の様子

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

有権者の皆さん、貴重な一票を大切にしましょう 8月6日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です

投票できる方

日本国籍を有し、平成17年8月7日以前に生まれ、令和5年4月19日以前から引き続き行田市に住所を有して、選挙人名簿に登録されている方

※令和5年3月19日以降に県内の他市町村に転出した方で、行田市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば行田市で投票できます。

期日前投票

選挙期日に用事があるなどで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。期日前投票をする際には、「期日前投票宣誓書(兼請求書)」の提出が必要となります。入場券裏面に印刷されている「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入して持参していただくと、スムーズに受け付けできます。

なお、「期日前投票宣誓書(兼請求書)」は、期日前投票所にも用意してある他、市ホームページからダウンロードすることもできます。

◀投票期間および投票時間▶

7月21日(金)～8月5日(土)午前8時30分～午後8時

投票所入場券は封書形式で郵送します

投票所入場券は期日前投票が始まる前までに封書形式で郵送する予定です。一つの封筒に世帯ごとの入場券を入れてお届けしますので、自宅に届きましたら開封してご確認ください。入場券は、投票所の混雑緩和のために発行するもので、もし届かなかつたり紛失したりしても、選挙権のある方は投票することができます(入場券が届いていても、転出などにより投票できない場合があります)。

※入場券は開封して、本人の分をお持ちください。

※紛失などにより投票所に入場券をお持ちになれない方は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちになり、投票所の係員に申し出てください。

投票は指定の投票所です

投票は、入場券に印刷してある投票所(投票所一覧は右表のとおり)で行ってください。なお、市内で住所を変更した場合、前の住所における投票所での投票となる場合もありますのでご注意ください。

投票時間

午前7時～午後8時



市内の投票所

投票区名	投票所名
第1投票区	商工センター
第2投票区	忍小学校
第3投票区	持田公民館
第4投票区	西小学校
第5投票区	太井公民館
第6投票区	泉小学校
第7投票区	忍・行田公民館
第8投票区	佐間公民館
第9投票区	コミュニティセンターみずしろ分館
第10投票区	東小学校
第11投票区	長野公民館
第12投票区	桜ヶ丘公民館
第13投票区	星河公民館
第14投票区	谷郷小橋団地集会所
第15投票区	北小学校
第16投票区	星宮公民館
第17投票区	北河原公民館
第18投票区	下中条農村センター
第19投票区	須加公民館
第20投票区	荒木公民館
第21投票区	藤原町中央会館
第22投票区	太田公民館
第23投票区	地域文化センター
第24投票区	富士山農村センター
第25投票区	埼玉公民館
第26投票区	野文化センター
第27投票区	下忍公民館
第28投票区	南河原公民館
第29投票区	犬塚集会所